

発表事項

- 1 医療費の動向（令和2年7月～9月診療分 医科・歯科・調剤） ～被用者保険等分～
- 2 第24次審査情報提供（医科）及び第19次審査情報提供（歯科）

3 支払基金定款の一部変更

- 4 令和2事業年度一般会計収入支出予算変更
- 5 令和3事業年度社会保険診療報酬支払基金事業計画
- 6 令和3事業年度審査支払会計収入支出予算
- 7 保険者との契約の改定
- 8 令和2事業年度特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等支給関係特別会計収入支出予算等の一部変更
- 9 令和2年12月審査分の審査状況
- 10 令和3年2月審査分の特別審査委員会取扱状況

基金法改正の概要（令和3年4月1日施行）

基金法改正※の趣旨

- ① 支部長が担っている権限を本部に集約し、本部によるガバナンスを強化 [法改正事項：2021年4月1日施行]
 - ・ 現行法上の支部の都道府県必置規定を廃止 [法改正事項]
 - ※本部の事務執行機関（権限は理事長から委任）としての審査事務局（仮称）を設置 [基金内部規程事項]
- ② 職員によるレセプト事務点検業務の実施場所を全国10か所程度の審査事務センター（仮称）に順次集約 [基金内部規程事項：2022年4月以降～]

⇒ 審査結果の不合理的な差異の解消に向けた取組を加速
- ③ 審査委員会は、本部のもとに設置（現行は支部のもとに設置） [法改正事項：2021年4月1日施行]
 - ・ 地域医療の特性等を踏まえ、設置場所はこれまで同様、47都道府県 [基金内部規程事項]
 - ・ 審査委員の審査補助業務は47の審査事務局で実施

※令和元年法律第九号
「医療保険制度の適正かつ効率的な運営を図るための健康保険法等の一部を改正する法律」

（厚生労働省資料より抜粋）

基金法改正の主な内容

- 支部必置規定の廃止
- 理事長の代理人を選任できる規定の新設
 - 主に訴訟代理人として支部長を選任することを想定
- 幹事（幹事長）に関する規定の廃止
 - 幹事長（支部長）が有する支部の業務を執行するための権限（各種契約行為の主体となることや審査委員の委嘱権限等）が、理事長に集約される
- 審査委員会は、支部のもとから本部のもとに設置することに変更

基金法改正に伴う定款変更

支払基金定款の一部変更

令和4年10月の審査事務集約時には「審査事務センター」及び「審査委員会事務局」を規定すること等を前提として、令和3年4月においては、次の項目を変更する。

- ・ 事務執行機関としての「支部」への位置付けの変更
- ・ 理事長の権限の整理
- ・ 幹事及び幹事会に関する規定の削除
- ・ 審査委員会の位置付けや審査委員の委嘱権限の見直し

定款変更内容

〇 支部の設置

➤ 支部必置規定が廃止となることから、支部は本部直轄の一組織として位置付けること



■ 令和4年10月の審査事務集約までの間、引き続き、各都道府県に支部を置き、審査委員会の運営や審査事務を行う

《定款変更》

現行	変更後(R3.4.1)
第3条(事務所の所在地) ・主たる事務所(本部) ➡ 東京都 ・従たる事務所(支部) ➡ 別表記載の地(47都道府県)	第3条(事務所の所在地) ・主たる事務所(本部)を東京都に置く(変更なし) ・本部の下に支部を置き、その所在地は別表に定める(47都道府県)

定款変更内容

理事長の権限

- 本部のガバナンス強化のため、支部長が有していた支部の業務を執行するための全ての権限が、理事長に集約
- 理事長は、基金の業務をするための代理人を選任できることを規定（訴訟代理を想定）
- 支部長は、支部に関する事務を掌理する位置付けとすることを規定
 - ※ 所掌する事務については、内部規程で整理する

-  ■ 支部長は、支部に関する事務を行う
- 契約や診療報酬の決定など支部長の名で行っていたものは、理事長の名で行うことになる
- 支部長は、保険者や診療担当者等の関係団体との事務的な手続や調整業務を引き続き行う

《定款変更》

現行	変更後(R3.4.1)
第13条(幹事長)第3項 ・幹事長は、支部の業務に関し、一切の裁判上及び裁判外の行為をする権限を有する	第11条(代理人の選任) ・理事長は、基金の業務の一部に関し一切の裁判上又は裁判外の行為をする権限を有する代理人を選任することができる
	第13条(支部長) ・支部に支部長を置く ・支部長は支部の事務を掌理する

定款変更内容

□ 幹事及び幹事会関係

- 幹事会関係の規定は定款上全て削除

※ その上で、同様の場として「支部運営委員会」を開催

□ 今回の変更における考え方

- 令和3年4月以降も情報共有等の役割を担う場が必要であるが、その具体的な役割、運用等については、支部が本部事務執行機関となった後の状況、これまでの各支部における幹事会の運営の状況、関係者の意見等も踏まえ、令和4年10月に向けて検討が必要。
- このため、令和3年4月時点では、
 - ・ 現行の幹事会は法律上の根拠がなくなることから、定款の幹事会に係る規定は削除
 - ・ 令和3年4月から令和4年9月までの間は過渡的な期間であり、新たな体制に円滑に移行していく観点から、現行開催している幹事会の仕組みを活用しつつ、同様の場として「支部運営委員会」を開催
 - ・ 令和4年10月に組織の構成が実質的に変わり、様々な事務が見直されることに併せ、その役割を明確化した上で、新たな名称も含め定款に規定する方向で検討

定款変更内容

審査委員会関係

- 本部のもとに審査委員会を置くことを規定
- 理事長が審査委員を委嘱することを規定
- 基金法上、これまで幹事が有していた、審査委員会に出席の上、審査に関して意見を述べる権限が理事に移管されるため、定款にも同様に規定（実行上は支部長が出席している）

- ➡
- 審査委員会については、その設置を支部のもとから本部のもとに変更したものであり、従前の取扱いが変わるものではない
 - 支部長が、審査委員の推薦等の事務手続を行った上で、理事長が委嘱を行う

《定款変更》

現行	変更後(R3.4.1)
第30条(審査委員会) ・支部ごとに審査委員会を置く ・審査委員の委嘱 ➡ 幹事長 ・審査委員の定数 ➡ 理事長	第30条(審査委員会) ・本部の下に審査委員会を置く <u>審査委員会の所在地は、別表に定める</u> ・審査委員の委嘱 ➡ 理事長 ・審査委員の定数 ➡ 理事長(変更なし)
第26条(幹事の権限) ・審査委員会における発言 又は説明の請求権 ➡ 幹事	第5条(役員の職務及び権限) ・審査委員会における発言 又は説明の請求権 ➡ <u>理事</u>

法改正※の概要

※令和元年法律第九号
「医療保険制度の適正かつ効率的な運営を図るための健康保険法等の一部を改正する法律」

【参考】支払基金法改正趣旨

1. 支部長が担っている権限を本部に集約し、本部によるガバナンスを強化

- 現行法上の支部の都道府県必置規定の廃止

施行日：R3.4.1

2. 基金の業務運営に関する理念規定の創設

施行日：R2.10.1

- 支払基金の業務運営に関する基本理念として、以下を規定
 - ・公正・中立な審査の実施やデータ分析等を通じた国民の保健医療の向上及び福祉の増進
 - ・情報通信技術（ICT）の活用による業務運営の効率化
 - ・業務運営の透明性の確保
 - ・適正なレセプトの提出に向けた医療機関等への支援
 - ・国保連との有機的な連携の推進

等

3. データ分析等に関する業務の追加等

施行日：R2.10.1

- 支払基金が実施できる新たな業務として、「レセプト・特定健診等情報その他の国民の保健医療の向上及び福祉の増進に資する情報の収集、整理及び分析等に関する業務」を追加。目的規定についても所要の見直し。
- データ分析等に関する業務の実施に当たり、情報通信技術やデータ分析等の専門家の意見を聴く仕組みを新設

4. 手数料の階層化

施行日：R3.4.1

現行：保険者が支払基金に支払う手数料は「レセプトの枚数」を基準に設定

改正後：レセプトの枚数や審査の内容等を勘案し設定

※新システムの稼働に伴い、コンピュータチェックのみで審査が完結するレセプトが増加すること等を考慮し、例えば審査の内容に応じて単価を変えることなどを今後検討

5. 審査委員の委嘱に関する事項

施行日：R1.5.22

現行：審査委員は、三者（診療担当者代表、保険者代表、学識経験者）から同数を委嘱

改正後：診療担当者代表と保険者代表のみ同数とするよう、見直し

⇒機動的な審査委員の確保が可能となる。

関係法令

【参考】改正基金法の規定（法改正箇所） 1/3

社会保険診療報酬支払基金法（昭和23年法律第129号）（法改正箇所）

医療保険制度の適正かつ効率的な運営を図るための健康保険法等の一部を改正する法律（令和元年法律第9号）関係

第三条 基金は、主たる事務所を東京都に置く。

第五条 基金は、政令の定めるところにより、主たる事務所の所在地において、主たる事務所を管轄する法務局に必要な事項を登記しなければならない。

第十二条 理事長は、理事又は職員のうちから、基金の業務の一部に関し一切の裁判上又は裁判外の行為をする権限を有する代理人を選任することができる。

第十三条 削除

第十六条 基金は、前条第一項第三号及び第四号、第二項並びに第三項の審査（厚生労働大臣の定める診療報酬請求書の審査を除く。）を行うため、定款の定めるところにより、審査委員会を設けるものとする。

2 審査委員会の委員は、診療担当者を代表する者、保険者を代表する者及び学識経験者のうちから、定款の定めるところにより、それぞれ理事長が委嘱するものとし、その数は、診療担当者を代表する者及び保険者を代表する者については、それぞれ同数とする。

3 （略）

第十七条 基金の理事は、定款の定めるところにより、審査委員会に出席して、審査に関して意見を述べ、必要ある場合には、審査の内容につき説明を求めることができる。

【参考】改正基金法の規定（法改正箇所） 2/3

第二十条 審査委員、役員若しくは職員又はこれらの職にあつた者は、職務上知得した秘密を故なく漏らしてはならない。

第二十一条（略）

2 第十六条第二項及び第三項並びに第十七条から前条までの規定は、特別審査委員会について準用する。

第二十五条（略）

2 基金は、前項の規定により厚生労働大臣に提出した財産目録及び事業状況報告書を公告し、かつ、これらを主たる事務所に備えて置かなければならない。

第二十六条 基金は、各保険者（第十五条第二項及び第三項の場合においては国、都道府県又は市町村）に、同条第一項第一号から第四号まで並びに同条第二項及び第三項に規定する業務に関する事務の執行に要する費用を、その提出する診療報酬請求書の数、当該診療報酬請求書の審査の内容その他の当該費用を算出するに当たり考慮すべき事項として厚生労働省令で定めるものを基準として負担させるものとする。

第三十二条（略）

2 基金の理事長、理事又は監事が、第十五条に規定されていない業務を、基金の業務として行つたときもまた同様とする。

第三十四条 基金の理事長、理事又は監事が、この法律又はこの法律に基づいて発する命令に違反して、登記をすることを怠り、又は不正の登記をしたときは、二十万円以下の過料に処する。

2（略）

【参考】改正基金法の規定（法改正箇所） 3/3

【令和元年法律第9号附則】

（社会保険診療報酬支払基金法の一部改正に伴う経過措置）

第四条 社会保険診療報酬支払基金法による社会保険診療報酬支払基金（次条において「基金」という。）の従たる事務所又はその出張所の幹事であった者に係る第七条の規定による改正前の同法（次条において「旧基金法」という。）第二十条の規定による職務上知得した秘密を故なく漏らしてはならない義務については、附則第一条第五号に掲げる規定の施行の日（次条において「第五号施行日」という。）以後も、なお従前の例による。

第五条 第五号施行日前に旧基金法第十三条第三項に規定する権限に基づき、基金の従たる事務所又はその出張所の業務に関して当該事務所又はその出張所の幹事長がした行為は、第五号施行日以後においては、理事長又は第七条の規定による改正後の社会保険診療報酬支払基金法第十二条の規定により同条に規定する代理人として選任された理事若しくは職員がした行為とみなす。